「施設基準パーフェクトブック 2024 年度版」正誤表

本書の内容に誤りがありました。謹んでお詫び申し上げますとともにここに訂正いたします。

2025.5.19 更新

（✻：追記箇所）

<table>
<tr><th>頁</th><th>訂 正 後</th><th>訂 正 前</th></tr>
<tr><td>分冊Ⅰ
P91
「重症度、医療・看護必要度」の基準</td><td>別表１　（基準①　特に高い基準）
基準を満たす患者：下記のいずれかに該当する患者
<table><tr><td>A得点が３点以上の患者</td></tr><tr><td>C得点が１点以上の患者</td></tr></table></td><td>別表１　（基準①　特に高い基準）
基準を満たす患者：下記のいずれかに該当する患者
<table><tr><td>A得点が３点以上又はC得点が１点以上の患者</td></tr><tr><td>A得点が２点以上又はC得点が１点以上の患者</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>分冊Ⅰ
P100
様式９</td><td>６．看護補助者の配置の確認
［例３ ］
⑤月平均１日当たり看護補助者(みなし含む)配置数（実績）
4,845 時間÷（30 日× 8 時間）＝20.18 人≒20.1 人
（小数点第２ 位以下切り捨て）
⇒(1)月平均１日当たり看護補助者配置必要数(最小必要)18 人(①)に対して、月平均１日当たり配置数の実績が 20.1 人(⑤)である
⇒(2)看護補助者のみの配置実績は 12.8 人(②）で、最小必要数 18 人の５割である９名を超えている→7.1 割
⇒(3) (1)(2)により、「急性期看護補助体制加算 25 対１（看護補助者５割以上)」の施設基準を満たしている</td><td>６．看護補助者の配置の確認
［例３ ］
⑤月平均１日当たり看護補助者(みなし含む)配置数（実績）
4,845 時間÷（30 日× 8 時間）＝20.18 人≒20.1 人
（小数点第２ 位以下切り捨て）
⇒ 月平均１日当たり看護補助者配置必要数 18 人に対して、月平均１日当たり配置数の実績が 20.1 人である
⇒ 全体配置数（⑤20.1 人）のうち、看護補助者（②12.8 人）の割合は 6.3 割となり、５ 割以上である</td></tr>
<tr><td>分冊Ⅰ
P134
A101【疑義解釈】</td><td>2024.4.26　その3
【看護補助体制充実加算】</td><td>【看護補助体制充実加算】</td></tr>
<tr><td>✻分冊Ⅰ
P447
回復期リハビリテーション入院医療管理料</td><td>４　回復期リハビリテーション入院医療管理料の施設基準
(1)　リハビリテーション科を標榜しており、・・・常勤換算し常勤従事者数にそれぞれ算入することができる。
(2) (1)に規定する理学療法士及び作業療法士については、</td><td>４　回復期リハビリテーション入院医療管理料の施設基準
(1)　リハビリテーション科を標榜しており、・・・常勤換算し常勤従事者数にそれぞれ算入することができる。(2) (1)に規定する理学療法士及び作業療法士については、</td></tr>
<tr><td>分冊Ⅲ
P233
補足資料</td><td>（９）①-2　特定入院料等の施設基準一覧
<table><tr><th>施設基準名</th><th>区分</th><th>看護職員</th></tr><tr><td rowspan="2">A301
特定集中治療室管理料</td><td>管理料５</td><td rowspan="2">・常時２対１以上
（看護師のみ）
・集中治療を必要とする患者の看護の経験５年以上有し集中治療看護に関わる適切な研修を修了した専任の常勤看護師を当該治療室内に週 20 時間以上配置（専任の常勤看護師２名組み合わせでも可）</td></tr><tr><td>管理料６</td></tr></table></td><td>（９）①-2　特定入院料等の施設基準一覧
<table><tr><th>施設基準名</th><th>区分</th><th>看護職員</th></tr><tr><td rowspan="2">A301
特定集中治療室管理料</td><td>管理料５</td><td rowspan="2">・常時２対１以上
（看護師のみ）</td></tr><tr><td>管理料６</td></tr></table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>頁</th><th>訂 正 後</th><th>訂 正 前</th></tr>
<tr><td>分冊Ⅲ
P244
補足資料</td><td>（9）②
B001-2-12
外来腫瘍化学療法診療料
<table><tr><th>区分</th><th>医師</th></tr><tr><td>2</td><td>専任の医師</td></tr><tr><td>3</td><td>－</td></tr></table></td><td>（9）
B001-2-12
外来腫瘍化学療法診療料
<table><tr><th>区分</th><th>医師</th></tr><tr><td>2</td><td rowspan="2">化学療法の経験を５年以上有し、適切な研修を修了した専任の常勤医師</td></tr><tr><td>3</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>分冊Ⅲ
P244
補足資料</td><td>（9）②
B001-2-12
外来腫瘍化学療法診療料
<table><tr><th>その他の要件等</th></tr><tr><td>共通
・外来化学療法を実施するための専用のベッド有する治療室
・緊急時に当該患者が入院できる体制又は他の保険医療機関との連携により緊急時に当該患者が入院できる体制
・患者の急変時の緊急事態等に対応するための指針
・就労と療養の両立に必要な情報を提供およびウェブサイトの掲載
１および２共通
・専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時１人以上配置され、本診療料を算定している患者から電話等による緊急の相談等に 24 時間対応できる連絡体制
１のみ
・化学療法のレジメン委員会の開催
・「B001」の「22」がん性疼痛緩和指導管理料の届出を行っていること
・「B001」の「23」がん患者指導管理料のロの届出・連携する保険医療機関の名称等をあらかじめ地方厚生(支)局長に届け出及び院内への掲示</td></tr></table></td><td>（9）
B001-2-12
外来腫瘍化学療法診療料
<table><tr><th>その他の要件等</th></tr><tr><td>共通
・緊急時に当該患者が入院できる体制
・患者の急変時の緊急事態等に対応するための指針
・就労と療養の両立に必要な情報を提供およびウェブサイトの掲載
１および２共通
・専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時１人以上配置され、本診療料を算定している患者から電話等による緊急の相談等に 24 時間対応できる連絡体制
１のみ
・外来化学療法を実施するための専用のベッド有する治療室
・又は他の保険医療機関との連携により緊急時に当該患者が入院できる体制
・化学療法のレジメン委員会の開催
・「B001」の「22」がん性疼痛緩和指導管理料の届出を行っていること
・「B001」の「23」がん患者指導管理料のロの届出
・連携する保険医療機関の名称等をあらかじめ地方厚生(支)局長に届け出及び院内への掲示</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>分冊Ⅲ
P264
補足資料</td><td>（9）④―２
<table><tr><th colspan="2">項目</th></tr><tr><td>M001・3</td><td>体外照射/３ 強度変調放射線治療(IMRT)</td></tr></table></td><td>（9）④―２
<table><tr><th colspan="2">項目</th></tr><tr><td>M001・3</td><td>体外照射/３ 強度変調放射線治療(IMRT)一回線量増加加算</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>分冊Ⅲ
P293
補足資料</td><td>（9）⑫
入院基本料　様式９　平均在院日数
<table><tr><th>計算式</th></tr><tr><td>当該病棟における直近３か月間の在院患者延べ日数÷{（当該病棟における当該３か月間の新入棟患者数＋当該病棟における新退棟患者数）÷2}</td></tr></table></td><td>（9）⑫
入院基本料　様式９　平均在院日数
<table><tr><th>計算式</th></tr><tr><td>当該病棟における直近３か月間の在院患者延べ日数÷当該病棟における当該３か月間の新入棟患者数＋当該病棟における新退棟患者数）÷2</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>分冊Ⅲ
P293
補足資料</td><td>（9）⑫
急性期一般入院料　等　　重症度、医療・看護必要度
<table><tr><th>計算式</th></tr><tr><td>基準を満たす述べ患者数÷該当病棟の延べ入院患者数
※直近３か月</td></tr></table></td><td>（9）⑫
急性期一般入院料　等　　重症度、医療・看護必要度
<table><tr><th>計算式</th></tr><tr><td>該当病棟の延べ入院患者数÷基準を満たす述べ患者数
※直近３か月</td></tr></table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>頁</th><th>訂 正 後</th><th>訂 正 前</th></tr>
<tr><td>分冊Ⅲ
P293
補足資料</td><td>（９）⑫
療養病棟入院基本料
在宅復帰機能強化加算　在宅復帰率
<table><tr><th>計算式</th></tr><tr><td>直近６か月間の在宅へ退院した患者のうち、退院した患者の在宅での生活が１月以上（医療区分３の患者については１４日以上）継続する見込みであることを確認できた患者数÷直近６か月間の退院患者数</td></tr></table></td><td>（９）⑫
療養病棟入院基本料
在宅復帰機能強化加算　在宅復帰率
<table><tr><th>計算式</th></tr><tr><td>在宅のうち、退院した患者の在宅での生活が１月以上（医療区分３の患者については１４日以上）継続する見込みであることを確認できた患者÷在宅</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>分冊Ⅲ
P352
その他補足資料</td><td>15 練習問題一答と解説
問７　答：③
(解説)　17 日　日勤(8:15～17:00) 16:00～17:00 感染対策の研修会に出席
・感染対策に係る研修会への出席時間は、病棟勤務時間から除く。
・日勤帯の勤務は、8:30～16:00 の 7.5 時間(7 時間 30 分)
⇒病棟日勤㋕は「7.5」。
・夜勤時間帯の勤務 8:15～8:30（0.25 時間）
⇒病棟夜勤に記入
・除外する時間が夜勤時間帯に該当する場合には、その時間を総夜勤に計上する。
研修参加時間のうち夜勤時間帯の時間 16:30～17:00(0.5 時間)＋病棟夜勤(0.25 時間)＝0.75 時間　⇒総夜勤に記入
<table><tr><td>7.5</td></tr><tr><td>0.25</td></tr><tr><td>0.75</td></tr></table></td><td>15 練習問題一答と解説
問７　答：③
（解説）　17 日　日勤(8:15～17:00) 16:00～17:00 感染対策の研修会に出席
・感染対策に係る研修会への出席時間は、病棟勤務時間から除く。
・日勤帯の勤務は、8:30～16:000 の 7.5 時間(7 時間 30 分)
⇒病棟日勤㋕は「7.5」
・夜勤時間帯の勤務 8:15～8:30（0.25 時間）
・病棟以外の勤務がないので、総夜勤は病棟夜勤と同じ。
<table><tr><td>7.5</td></tr><tr><td>0.25</td></tr><tr><td>0.25</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>分冊Ⅲ
P353
その他補足資料</td><td>15 練習問題一答と解説
問１２　答：④
（解説）・総夜勤の㋚は、1 日から 30 日の総夜勤の合計 69.75 時間
<table><tr><td>83.5</td></tr><tr><td>61.5</td></tr><tr><td>69.75</td></tr></table></td><td>15 練習問題一答と解説
問１２　答：②
（解説）・総夜勤の㋚は、1 日から30日の総夜勤の合計 69.25時間
<table><tr><td>83.5</td></tr><tr><td>61.5</td></tr><tr><td>69.25</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>分冊Ⅲ
P353
その他補足資料</td><td>15 練習問題一答と解説
問１３　答：③
（解説）　夜勤人員数㋛は、病棟夜勤時間の計/総夜勤時間の計で求める。
・病院の入院基本料に関する施設基準
４ ⑶カロ　夜勤時間帯に看護職員が（略)。
・61.5 時間（病棟夜勤計）÷69.75（総夜勤計）
＝0.881 →0.88（少数点第 3 位以下切り捨て）</td><td>15 練習問題一答と解説
問１３　答：③
（解説）　夜勤人員数㋛は、病棟夜勤時間の計/総夜勤時間の計で求める。
・病院の入院基本料に関する施設基準
４ ⑶カロ　夜勤時間帯に看護職員が（略)。
・61.5 時間（病棟夜勤計）÷69.25（総夜勤計）
＝0.888 →0.88（少数点第 3 位以下切り捨て）</td></tr>
</table>

本書の発刊後の訂正通知による追補は、経営書院ホームページの
「施設基準パーフェクトブック2024年度版」の ページに掲載しています。
https://www.e-sanro.net/books/books_iryo/shisetsukijun/86326-378.html